

ユニプルーフ 硬化剤QW

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

高沸点芳香族ナフサ，カーボンブラック，m-キシリレンジアミン，フェノール，
ベンジルアルコール，m-クレゾール，p-クレゾール，
タルク(令和7年4月1日施行)，
ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン(令和8年4月1日施行)，
2,4-ジ-tert-ブチルフェノール(令和8年4月1日施行)

注意喚起語

危険



危険有害性情報

可燃性液体

飲み込むと有害

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

遺伝性疾患のおそれ

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器の障害のおそれ

長期又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

容器を密閉しておくこと。

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

眼、皮膚、衣類につけないこと。

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

環境への放出を避けること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

涼しい所に置き、日光から遮断すること。

応急措置

気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。

直ちに医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

口をすすぐこと。

汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。
漏出物を回収すること。
飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。
飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合:多量の水/適切な薬剤で洗うこと。
皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
吸入した場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
火災の場合:指定された消火剤を使用すること。

貯蔵

換気の良い場所で保管すること。
容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

廃棄

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

容器イエローカード

指針番号 : 154

国連番号 : 1760

国連輸送名:その他の腐食性液体、N.O.S.(m-キシリレンジアミン, m-クレゾール)

労働安全衛生法

第3種有機溶剤等

化学物質管理促進(PRTR)法(令和5年3月31日まで有効)

第1種指定化学物質

化学物質管理促進(PRTR)法(令和5年4月1日施行)

第1種指定化学物質

毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取締法に該当しない

消防法

第4類 引火性液体 第3石油類 危険等級 III (指定数量 2,000L)「火気厳禁」

株式会社 テーケーケー

東京都大田区矢口3-12-5

電話 : 03-3756-9867

緊急連絡先電話 : 03-3756-9867